

## 2020年大分市議会第1回定例会・一般質問（案）

2020年3月17日現在

日本共産党 福間健治

### 1、平和と安全

日出生台での米海兵隊の実弾砲撃演習について質問します。

2月12日から、14回目となる米海兵隊の日出生台での実弾砲撃演習がおこなわれた。この演習は95年の沖縄での少女暴行事件を機に、沖縄の県道越え砲撃演習の負担軽減の名のもとに本土5か所の演習場で年間35日間おこなわれることになってのものである。日出生台での自衛隊演習は夜8時までとなっている。これが守られないこともあり、17年に覚書を協定書と同等のより強い確認書にした経緯があり、8時になれば、サイレンが鳴らされ、訓練終了を地元の人たちは知ることができます。

ところが今回の訓練は、初日からサイレンが鳴らされたのは9時5分でした。5回の夜間砲撃を強行しています。日出生台での演習は8日間しかのこっていませんでした。ところが20日には、小銃など<sup>°</sup>の小火器の訓練が行われています。小火器の訓練は、りゅう弾砲とは別の訓練ではなく、いったいの訓練として、拡大・導入されています。りゅう弾砲を撃たないからといって、日数にカウントしないことは許されません。35日間の演習は日米政府の合意事項であり、これに違反することは一指揮官の権限の範囲を超えています。

演習場周辺の首長などは「過去に前例のない訓練の仕方だ」むちゃくちゃだ。あきれて言葉も出ない」と懸念を表明しています。広瀬知事も「極めて憂慮する事態だ」として、防衛大臣に直接、抗議と再発防止の申し入れをしています。米海兵隊による軍事演習の拡大・強化は、大分市民の平和と安全にとっても脅威となります。

① そこで質問します。大分市としても確認書を無視した米軍の軍事演習に、防衛省を始め関係機関に抗議の声を上げていくべきです。見解を求めます。

② 日米地位協定の抜本見直しを要求すること。

### 3、エネルギー対策について質問します。

(1) まず伊方原発3号機の運転差し止めの司法判断について質問します。

1月17日、広島高裁は、四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）について「運転してはならない」とする決定を出しました。同原発から50キロ圏内にある瀬戸内海の島（山口県）の住民が求めた運転差し止めの仮処分の申し立てを認めたものです。

決定は、四電の原発近くの活断層調査が不十分であり、火山噴火の影響も過小に見積もっていると認定し、安全性に問題がないとした原子力規制委員会（規制委）の判断は「過誤」「不合理」だと断じました。安倍晋三政権と電力業界が推進する原発再稼働に対する司法からの厳しい警告です。伊方3号機は現在定期検査で運転停止中です。仮処分は直ちに法的拘束力を持つため、定期検査が済んでも運転を再開できません。

伊方原発の運転差し止めの司法判断は、別の住民の仮処分申し立てを認めた17年12月の広島高裁の決定に続き2回目となります。当時の決定はその後、四電の異議を認めた広島高裁の決定で覆されましたが、再び差し止め決定が出された重みを、政府も電力業界も真剣に受け止めるべきです。

- ① そこで質問します。広島高裁での伊方原発3号機の運転差し止めの司法判断について、どのような評価をされているのでしょうか。見解を求めます。
- ② 中央構造線断層帯についての認識
- ③ 伊方原発で相次ぐ事故原因の究明を求めること。
- ④ 事故情報の共有と市民への情報提供について

## （2）風力発電について質問します。

私は、昨年（2017年）の第4回定例市議会一般質問で、大分市と臼杵市の境界に位置する佐賀関半島の尾根に2か所の風力発電計画が進められている問題で、周辺住民等から「道づくりによる降雨時の濁水の流出等の危険」、騒音・低周波音による「イライラ・不眠」などの環境・健康への懸念の声があることから、本市の認識について見解を求めました。環境部長は「事業者が調査し公表した環境影響評価について、本市は環境審議会で審議いただき、本市として、事業者に対し、騒音・低周波音に関して稼働後は事業者が調査し周辺住民の聞き取りを行う中で環境影響が著しい場合は施設の稼働制限を加えること。などの意見を提出したこと。また事業計画の変更予定については、説明未実施の地区には早急に説明会をおこなうことを事業者に要請する」、低周波音に関する他都市の対応状況を研究していく」との答弁でした。

- ① そこで質問します。（仮称）大分ウインドファームの計画変更予定の説明会未実施地域では、どの地域・規模で、説明会が実施されたのでしょうか。見解を求めます。

風力発電計画への環境・健康への不安や懸念の声が後をたたないため、風力発電建設周辺の住民の声を聞く、「風力発電を考える集い」が大在公民館、大志生木の樅の木会館、一尺屋構造改善センター開催され参加しました。

住民からは「低周波音の健康などへの影響については、はじめて聞いた」「工事が始まれば毎日100台を超えるトラックが通り大変になる」「山林が

はぎ取られ土砂崩れが心配」等々のたくさんの意見を聞くことができました。周辺住民への説明はきわめて不十分であると感じました。

- ① そこで質問します。風力発電の設置のために進入路の整備や風力発電設置のために山林・田畑など削り取られる事になりますが、その面積、土砂の搬出量はどれくらいと予想されていますか。
- ② 一尺屋（田ノ浦）地区の方から、家から500メートル離れた尾根に風力発電が設置予定と聞いて心配しているとの声が寄せられています。現在の計画では2社で26基の風力発電設置が予定されていますが、隣接した民家との距離は、どの程度となっているのでしょうか。
- ③ （仮称）大分・臼杵ウインドファーム計画においては、一部地域住民の同意が得られず計画変更を余儀なくされるのではないかと聞いていますが、事業者から、本市はどのような情報提供をうけているのでしょうか。見解を求めます。

### 3、農業問題について

#### (1) 日米貿易協定による大分市農業への影響について質問します。

大分県は、1月1日に発効した日米貿易協定による県内の農林水産業への影響を試算し、27日に公表しました。米国産の農産物や食品の関税が段階的に削減・撤廃されて、安く輸入されるため、県内は牛人や豚肉などの畜産品目を中心に生産額が最大で12億9千万円減少すると予測しています。県内では、牛肉・豚肉など八品目で生産額が減る見通しを示しています。

もっとも影響が大きいのは牛肉。米国産の関税が38.5%から発効後は26.6%に引き下げられた。段階的に削減し、最終的には2033年には9%になることとなります。牛肉の安い商品の流入で、最小で3億4千万円、最大で6億9千万円減少するとしています。その他でも豚肉・牛乳・乳製品の減少も試算されています。地域農業の崩壊を加速させるもので、許されません。

①そこで質問します。日米貿易協定による大分市農業への影響について、見解を求めます。

②被害を受ける畜産農家などへの影響緩和について、どのような対策が検討されていますか。見解を求めます。

#### (2) 食料・農業・農村基本計画の見直しについて質問します。

今、食料・農業・農村基本法に基づく、「基本計画」の見直しが進められています。基本計画は10年後の食料自給率の目標や農政の基本施策を5年ご

とに定めるものです。5回目となる今回は、昨年秋以降の食料・農業・農政政策審議会での検討を経て、3月中に閣議決定される予定となっています。

我が国の農業・農村は歴史的な危機に直面しています。農業の担い手の減少、高齢化に拍車がかかり、農業と農村が継承できずに、存続の危ぶまれている地域が少なくありません。先進諸国で最低の食料自給率が低下に歯止めがかからず、食の安全・安心が脅かされる事態も深刻です。

農林水産省も「このままでは、農業生産が継続できず、国民への食料の安定供給が損なわれる」と認めています。今求められているのは「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農村の振興」などの基本法の理念を生かし・発展させることです。

国内生産を犠牲にしてきた、輸入自由化や大企業の利益第一の立場を転換し食料自給率の向上に本腰を入れた取り組みを強めることが求められています。

①そこで質問します。食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、中小の家族農業への支援を強めること。過疎化がすすむ中山間地域の維持・振興に特別な力を注ぐこと。食の安全や環境に配慮した持続可能な農業を目指すことを、計画に太く盛り込むよう要求していくべきです。見解を求めます。

#### 4、子育て支援

1点目は、待機児童解消についてです。

令和2年4月の月保育所入所申し込み・未入所者（1次申込分）は、1歳334、2歳202など812となっています。2次申し込みで、変動があるとは思いますが、希望園に入所できずに、待機児童となっている保護者は、1日も早い入所を待ち望んでいます。

2020年4月より、次男（2歳児）の保育所入所を希望していたSさんには2020年2月22日に、昨年に続き、2度目の「待機通知」が届きました。

家族構成は、父親の仕事は、月15日から20日間は自宅不在のシフト制勤務となっています。長男は7歳は（小学校1年）です。次男は現在、自宅からもっとも近い認可外保育所へ通園中です。祖父・祖母は県外在住で支援は得られません。

次男の保育を緊急に必要とする最も大きな理由は、母親は「脳脊髄液減少症」の疾病があり、診断書を添付し提出しています。診断書には、「身体への負担軽減のため、自宅より一番近い保育所への入園が小学校入学まで必要である」「緩解（かんかい）はない」（良くなる見込みが無い）事も記載されています。また、交通事故による後遺障害認定14級（MRIでは小脳の下垂を確認）も

あり、自宅に目の前にある第 1 希望の公立保育所のみで申請を行っています。  
この家族の場合は、選考基準表の指数では推し量れない要素があります。

- ① そこで質問します。こうした家族状況を踏まえ、その他市長が認めるものとして認定できるよう「検討」を求めますが、見解を求めます。

**2 点目は、学習支援が必要な子どもへの対応について質問します。**

発達障害者支援法や障害者総合支援法には発達障害が位置づけられています  
が、社会的な理解や支援体制の整備はいまだ不十分です。全世代の問題として、  
生きづらさを抱えた人たちの支援を強めることが求められています。

発達障害は、自閉症・アスペルガー症候群・注意欠陥多動性障害（AD／HD）  
などがあげられています。（LD—学習障害）と認定されていなくても、  
学習に困難をきたし、支援が求められている子どもさんを抱えている保護者・  
家族は、日々の対応に苦慮されています。学習支援の底上げがどうしても必要  
です。

学習支援を必要とする子どもさんの対応については、保護者がいつでも気軽に  
相談できる窓口がきわめて限られています。また相談をしても適切な対応が  
なされず、子どもの成長・発達に不安をいただいているという保護者の声もお聞  
きをしています。

- ① そこで質問します。学習支援が求められている子どもさんが通学・通所  
する施設等で、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強めていく  
必要があると考えていますが、見解を求めます。